

## ・競争入札方式による工事における入札及び契約の過程に係る苦情等処理の手続について

(平16.7.1付34-93)

総務人事等担当理事  
経理資金担当理事 から 募集販売本部長 あて  
各支社長  
各地域支社長

改正 平成16年7月16日(イ)  
平成17年11月15日(ロ)  
平成28年12月26日(ハ)

競争入札方式による工事における入札及び契約の過程に係る苦情を適切に処理する仕組みについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第1項の規定に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年総務省・財務省・国土交通省告示第1号。以下「指針」という。）において整備するよう定められているところであるが、当該指針を踏まえ、当該苦情の処理手続（以下「苦情等処理手続」という。）については、「一般競争入札方式の手続について」（平16.7.1付34-40。以下「一般競争手続通達」という。）、「詳細条件審査型一般競争入札方式の手続について」（平17.11.15付34-22。以下「詳細条件一般競争手続通達」という。）、「民間開発超高層住宅により住宅を建設する場合における一般競争入札方式の手続について」（平16.7.1付34-45、111-69。以下「民間開発超高層住宅一般競争手続通達」という。）及び「入札監視委員会の設置及び運営について」（平16.7.1付34-90。以下「入札監視委員会通達」という。）によるほか、下記により行うこととしたので、通知する。(ロ)

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

### 1 苦情等処理手続

#### (1) 対象工事

本通達による苦情等処理の対象となる工事（「建設業者登録要領について」（平16.7.1付34-1）第1の工事をいう。以下同じ。）は指名競争入札方式によった工事とする。(ロ)

ただし、機構の行為を秘密にする必要があるもののほか、当面、事務所（独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号。以下「会計実施細則」という。）第2条第7号に規定する事務所をいう。）の分任契約担当役が発注するもの又は予定価

格が1,000万円を超えないものを除く。(ハ)

(2) 苦情申立て

① 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は以下のとおりとする。

- イ 指名競争入札の行われる本部等（本社、本部又は支社をいう。）において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して不服がある者は、本部長等（経営企画・総務等担当理事、本部長、支社長をいう。以下同じ。）に対して非指名理由についての説明を求めることができる。(イ)(ロ)(ハ)
- ロ 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、本部長等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。(ハ)

② 苦情申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面（以下「苦情申立書」という。）により、本部長等に対して行うことができるものとする。この場合において当該苦情申立書には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載すること。(ハ)

- イ ①イに掲げる苦情にあつては、本部長等が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内
- ロ ①ロに掲げる苦情にあつては、本部長等が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内(ハ)

③ 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、本部長等は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（以下「苦情回答書」という。）により回答するものとする。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。(ハ)

④ 苦情申立ての却下

本部長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。(ハ)

⑤ 苦情申立てについての掲示

①から④まで及び2(1)③に係る事項については、閲覧所（本社、本部等（会計実施細則第2条第5号で規定する本部等をいう。）が位

置する事務所の閲覧所をいう。)において掲示すること。(ハ)

(3) 再苦情申立て

① 再苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

(2)③の苦情回答書を受理した申立者であって、当該苦情回答書による説明に不服がある者は、本部長等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。(ハ)

② 再苦情申立ての方法

イ 再苦情の申立ては、本部長等から(2)③の苦情回答書を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に、書面(以下「再苦情申立書」という。)により本部長等に対して行うことができるものとする。(ハ)

ロ 再苦情の申立てがあった場合は、本部長等は、入札監視委員会通達により設置される入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に審議を依頼するものとする。なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続については、入札監視委員会通達の定めるところによる。(ロ)(ハ)

③ 再苦情申立てへの回答

本部長等は、再苦情申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を書面(以下「再苦情回答書」という。)により回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは当該入札監視委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い本部長等が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。(ハ)

④ 再苦情の申立ての却下

本部長等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認めるときは、申立て後7日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下することができるものとする。(ハ)

⑤ 再苦情申立てについての掲示及び明示

イ ①及び②ロ本文に係る事項については、(2)⑤に併せて掲示するものとする。

ロ ①から④まで及び2(2)②に係る事項については、(2)③の苦情回答書中に記載して明示するものとする。

2 苦情等処理結果の公表

(1) 苦情処理結果の公表

① 一般競争入札方式による工事

本部長等は、一般競争手続通達記11(4)及び民間開発超高層住宅一般競争手続通達記11(4)に基づき、本部長等が競争参加資格を認めら

れなかった者からの説明要求に対して回答を行ったときには、当該説明要求者の提出した書面及び本部長等が回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表するものとする。(ハ)

② 詳細条件審査型一般競争入札方式によった工事(ロ)

本部長等は、詳細条件一般競争手続通達記9(3)に基づき、本部長等が苦情申立者に回答を行ったときには、当該苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表するものとする。(ロ)(ハ)

③ 指名競争入札方式によった工事(ロ)

本部長等は、1(2)③に基づき、本部長等が苦情申立者に回答を行ったときには、当該苦情申立書及び苦情回答書を閲覧による方法により遅滞なく公表するものとする。(ハ)

(2) 再苦情処理結果の公表

① 詳細条件審査型一般競争入札方式によった工事(ロ)

本部長等は、入札監視委員会通達第3の5に基づき、本部長等が再苦情申立者に回答を行ったときには、当該再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表するものとする。(ロ)(ハ)

② 指名競争入札方式によった工事(ロ)

本部長等は、1(3)③に基づき、本部長等が再苦情申立者に回答を行ったときには、当該再苦情申立書及び再苦情回答書を閲覧による方法により遅滞なく公表するものとする。(ハ)

3 詳細条件審査型一般競争入札方式への準用(ロ)

1(2)③ただし書及び④並びに(3)④の取扱いは、詳細条件一般競争手続通達によった工事に係る苦情等処理手続について準用するものとする。

(ロ)

以 上